

2021年3月23日 全6頁

外国からのビジネス人材入国停止の影響

建設業、農林漁業、製造業の回復を妨げる要因の一つとなる可能性も

経済調査部 研究員 矢澤 朋子

[要約]

- 21年1月7日の緊急事態宣言の再発出を受けて、政府はビジネス目的での外国からの新規入国（ビジネストラック及びレジデストラック）を1月14日から一時停止している。緊急事態宣言は3月22日に解除されたが、政府はこの措置を当分の間継続する予定である。この措置がどのような産業に影響を与えるのだろうか。
- 外国人労働者割合が比較的高い産業のうち、建設業、農林漁業はコロナショックの悪影響が相対的に小さく、製造業の労働需要は回復が顕著である。さらに、これらの産業の就業者には新規入国者に占める割合が高かった技能実習生が多いため、ビジネス人材の入国停止の影響をより受けやすいと考えられる。
- 日本全体では就業者に占める外国人労働者の割合はまだ低い。しかし、上述した3産業ではコロナショック以前から就業者数の減少を外国人労働者の増加が補っており、就労可能な在留資格保持者は貴重な労働力といえよう。ビジネス人材の入国停止はこれら産業の労働力不足を加速させる要因の一つとなる可能性もあろう。

20年2月以降、政府は新型コロナウイルス感染抑制のため外国からの入国を制限する措置を講じてきた。ビジネス目的の外国人に関しては7月より入国制限を緩和したものの、21年1月の二度目の緊急事態宣言発出に伴い、再び制限を強化した。緊急事態宣言は3月22日に解除されたが、政府はこの措置を当分の間継続する予定である。本稿では就労可能な在留資格保持者¹の新規入国停止が主にどの産業に影響を及ぼすのかについて考察する。

ビジネス目的での外国からの新規入国が停止された

21年1月13日、政府は、1月14日午前0時から緊急事態宣言が解除されるまでの間、日本と対象国・地域との間で双方向の往来を可能にするスキームである「ビジネストラック」及び「レジデンストラック」の運用を停止し、両トラックによるビジネス人材の新規入国を認めないことを決定した²。これは、同日に緊急事態宣言の実施区域の拡大が発表されたことに加え、海外で感染力が強い新型コロナ変異株が確認されたことに伴う措置である。

ビジネストラック及びレジデンストラックとは、一般的な往来とは別に、ビジネス目的の人材等の出入国について対象国との間で例外的に枠を設ける仕組みである。ビジネストラックは主に短期出張者用で対象国はシンガポール、韓国、ベトナム、中国の4カ国（開始順）、レジデンストラックは主に長期滞在者用で対象国はタイ、ベトナム、マレーシア、韓国、中国等（同）の11カ国である。上陸拒否対象国・地域が20年11月時点で152まで増加する中、両トラックは就労可能な在留資格者を受け入れられる限られた道筋の一つであった。日本には両トラック対象国出身の外国人労働者は多く、20年10月末時点の就労可能な在留資格を保持する外国人労働者に占める割合はベトナム36.1%、中国（香港等含む）25.3%と、2カ国のみで全体の約6割を占める。20年10月1日に開始されたすべての国・地域からのビジネス人材、留学、家族滞在等の新規入国受け入れ³は一足先に（同年12月28日以降）停止されていたが、両トラックを利用したビジネス人材の受け入れが例外的に継続されていたのはこれが理由と考えられる。

就労可能な在留資格保持者は20年11月に8か月ぶりの純流入に転じていた

政府は20年2月に新型コロナウイルスの発生が報告された中国湖北省に滞在歴がある外国人等の入国拒否を開始し、それ以降徐々に外国人等の入国制限を厳格化した（図表1）。そのため、就労可能な在留資格保持者は同年4月以降純流出が続いていた。しかし、7月以降にビジネストラック及びレジデンストラックの運用、そして10月にすべての国・地域からのビジネス人材等の新規入国受け入れが開始されたことで就労可能な在留資格保持者の入国が増加し、11月には8か月ぶりの純流入に転じた（図表2左）。厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」

¹ 日本で就労する外国人労働者は、①身分に基づく在留資格（永住者や日本人の配偶者等）、②資格外活動（留学生のアルバイト等）、③専門的・技術的分野の16の在留資格、④特定活動、⑤技能実習に大きく分けられる。本稿では、このうち③～⑤を「就労可能な在留資格保持者」と位置づけ、これらについて論じることとする。

² ただし、すでに発給済みの査証を所持する者は、1月21日午前0時までの間、入国が認められた。

³ 防疫措置を確約できる受入企業・団体があることが条件。観光は除く。

によると、20年10月末時点の外国人労働者数（就労可能な在留資格保持者のみ）は80.7万人となった。もっとも、前年比での増加幅は19年の半分以下に縮小した（図表2右）。

図表1 入国制限及び緩和の概要

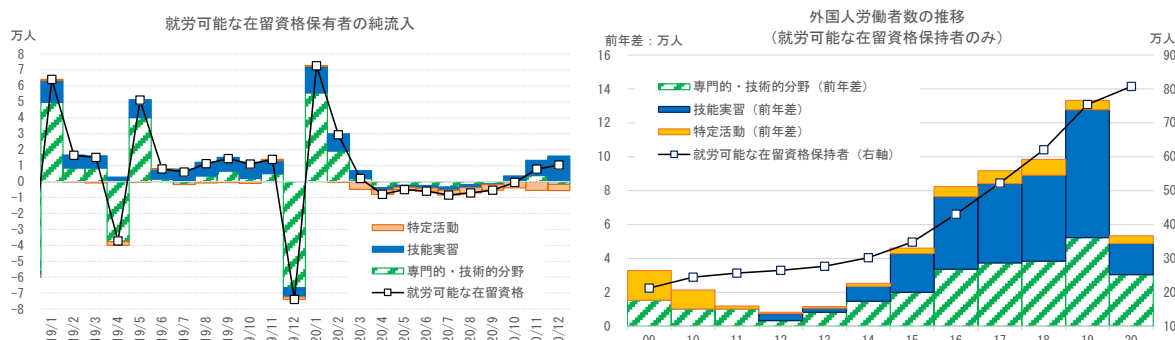
指定日	内容
20年2月1日	中国湖北省を上陸拒否対象地域に指定
2月7日	香港発船舶ウエステルダムに乗船している外国人を上陸拒否対象に指定
3月27日	ドイツ、フランス等含む欧州21カ国、イラン・イスラム共和国を上陸拒否対象国・地域に指定
4月3日	上陸拒否対象国・地域が73カ国・地域に拡大
7月24日	4/3以降上陸拒否対象国・地域が段階的に拡大（計148カ国・地域）
7月29日	レジデンストラック運用開始（対象国2カ国）
9月18日	ビジネストラック運用開始（対象国1カ国）
8月30日	上陸拒否対象国・地域が159カ国・地域に拡大
10月1日	原則としてすべての国・地域から、ビジネス上必要な人材、留学、家族滞在等の在留資格保持者の新規入国を許可*
11月1日	上陸拒否対象国・地域が152カ国・地域に縮小
11月30日	レジデンストラック対象国の拡大（計11カ国）、ビジネストラック対象国の拡大（計4カ国）
12月24日	英国からの新規入国一時停止（すべての国・地域からの新規入国許可の対象外とする。日本国籍者は対象外）
12月26日	南アフリカからの新規入国一時停止（すべての国・地域からの新規入国許可の対象外とする。日本国籍者は対象外）
12月28日	すべての国・地域からの新規入国の一時停止（ビジネストラック・レジデンストラックを除く）
21年1月14日	ビジネストラック・レジデンストラックによる新規入国の一時停止

注1：日本への上陸の申請日前14日以内に「上陸拒否対象国・地域」に滞在歴がある外国人の上陸を拒否する。

注2：* 防疫措置を確約できる受入企業・団体があることが条件。観光は除く。

出所：出入国在留管理庁等より大和総研作成

図表2 就労可能な在留資格保持者の純流入者数、外国人労働者数の推移



注1：就労可能な在留資格とは、教授、芸術、宗教、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、高度専門職、特定技能（以上16種が専門的・技術的分野）、技能実習、特定活動。

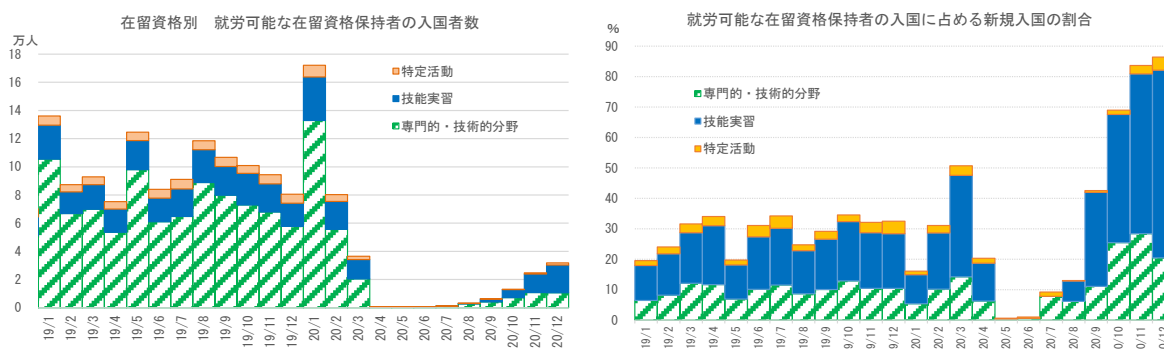
注2：純流入者数＝入国者数－出国者数。

注3：右図は毎年10月末時点。11年は、特定活動と技能実習の前年差を合算した数値を特定活動の前年差としている（技能実習は、10年に特定技能から分離され在留資格の一つとなった）。

出所：出入国在留管理庁、厚生労働省より大和総研作成

就労可能な在留資格保持者の入国者数に注目すると、12月は3.2万人と着実に回復しているものの、前年同月の8.1万人にはまだ遠く及ばない（図表3左）。ただし、技能実習に限っては入国者が2.0万人と前年比プラスに転じた。一方、専門的・技術的分野の入国者は前年同月を大幅に下回ったままである。専門的・技術的分野の業務の性質上⁴、リモートワークが可能であったり、来日停止もしくは延期とするなど就業条件の変更が比較的容易であったりすることが入国者の回復が遅い要因の一つと考えられよう。

⁴ 19年累計の専門的・技術的分野（16の在留資格）の入国者のうち、経営・管理、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤の3つの在留資格が8割弱を占める。

図表 3 就労可能な在留資格保持者の入国者数（在留資格別）、新規入国者の割合


注：右図は就労可能な在留資格保持者全体に占める割合。

出所：出入国在留管理庁より大和総研作成

就労可能な在留資格保持者の入国者数のうち、新規入国者は20年12月に前年比プラスに転じた。一方、再入国者は前年を大きく下回ったままである。新規入国者の割合を見ると、コロナショック前と後では大きな変化が生じている。新規入国者の割合は19年には全体の3割程度で推移していたが、20年は5～6月にほぼゼロまで低下したあと、9月以降は急増している（図表3右）。日本を含めた世界的な出入国制限の実施により在留資格や再入国許可の期限が切れてしまったことなどが、新規入国者割合急増の背景と考えられる。入国者数の回復が顕著となった20年10月以降の新規入国者割合は10月69.0%、11月83.7%、12月86.5%まで上昇した。在留資格別では技能実習の新規入国者の増加が著しく、その割合は12月には入国者全体の61.7%を占める。

すべての国・地域からのビジネス人材の新規入国停止に続き、21年1月以降はビジネストラック及びレジデンストラックを通じた新規入国も停止となったことにより、流入超過に転じていた技能実習や専門的・技術的分野の外国人労働者の入国者数は同年2月以降大幅に減少したと推測される。政府は緊急事態宣言解除後も外国人のビジネス人材の入国制限を直ちに解除する方針ではないとしているため、当面の間、就労可能な在留資格保持者の入国は再入国者や在留資格「医療」保持者などごく一部に限定されよう⁵。この措置によって影響を受けるのはどのような産業だろうか。

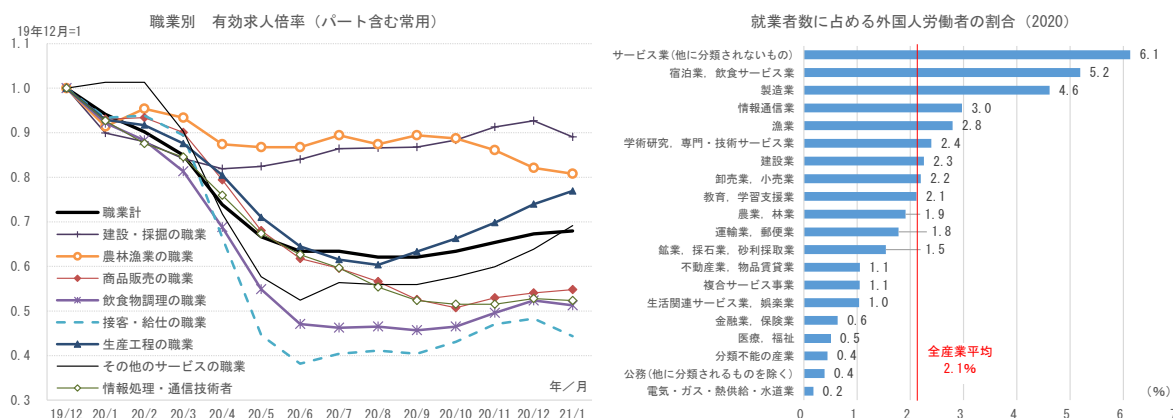
労働需要が相対的に高い産業には、外国人労働者の割合が高い産業も

図表4左は、外国人労働者の割合が比較的高い産業の有効求人倍率（パート含む常用）の相対比較を示している。建設・採掘の職業、農林漁業の職業は新型コロナ発生・感染拡大の悪影響は相対的に小さく、新型コロナ発生前の19年12月と比較してもわずかな低下にとどまっている。また、生産工程の職業は20年8月まで低下が続いたものの、9月以降は回復が顕著となっている。一方、コロナショックの影響を大きく受けたのは、接客・給仕の職業及び飲食物調理の職業（宿泊・飲食サービス業に該当）、商品販売の職業（卸売・小売業に該当）、その他のサービスの

⁵ 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」（21年3月18日）出入国在留管理庁

職業、情報処理・通信技術者の職業である。

図表4 職業別有効求人倍率（パート含む常用）、就業者数に占める外国人労働者の割合



注：右図の産業別就業者数は20年平均、外国人労働者は20年10月末時点。外国人労働者は、就労可能な在留資格保持者、身分に基づく在留資格、資格外活動等を含む総数。

出所：厚生労働省より大和総研作成

産業別の就業者に占める外国人労働者⁶の割合（図表4右）は、漁業2.8%、建設業2.3%、農林業1.9%である。これら産業に従事する外国人労働者には技能実習生が非常に多く、建設業に従事する外国人労働者の70%弱、農林業及び漁業の85%弱は技能実習となっている⁷。また、有効求人倍率が回復基調にある製造業の外国人労働者割合は4.6%と3番目に高く、外国人労働者に占める技能実習生の割合も（建設業、農林業ほどではないが）45%程度と高い。就労可能な在留資格保持者、中でもコロナショック前の水準まで入国者数が回復した技能実習生の新規入国停止が続くと、これら産業への労働供給に影響を与える可能性があると考えられよう。

一方、サービス業（他に分類されないもの）の外国人労働者割合は6.1%、宿泊業・飲食サービス業は5.2%、情報通信業3.0%、卸売・小売業は2.2%と上述した産業と比べて高いものの、これら産業の有効求人倍率は回復が鈍い。有効求人数はコロナショック後に低迷している一方で、有効求職者数が増加していることが要因である。よって、ビジネストラック・レジデンストラック運用停止の影響は小さいだろう。また、宿泊業・飲食サービス業、卸売・小売業、サービス業（他に分類されないもの）に従事する外国人労働者には資格外活動（留学生のアルバイト等）が多いため、今回のビジネス人材の流入停止の影響はより小さく抑えられると考えられる。

就業者数の減少に直面する農林漁業、建設業、製造業にとって、外国人労働者は貴重な労働力

そもそも日本の全産業平均での外国人労働者の割合は2.1%と低いため、外国人労働者の流入停止が直ちに労働市場全体に大きな影響を与えるわけではない。しかし、就労可能な在留資格保持者は許可された業種でしか就労できないため、当該産業にとってはほぼ確実に確保できる

⁶ 就労可能な在留資格保持者のみでなく、「身分に基づく在留資格」や「資格外活動」などを含む。

⁷ 農林業及び漁業の技能実習生の割合は、20年平均の産業別就業者数に占める20年3月末時点の技能実習計画認定件数で推計。なお、農林業に関しては、農業のみの認定件数を分子に使用。

労働力といえる。さらに、農林業、漁業、建設業、製造業は、近年の就業者数の減少を外国人労働者の増加が補っているという特徴を持つ。09 年を 1 とすると、20 年の産業就業者数（外国人除く）⁸は、農林業 0.81、漁業 0.63、建設業 0.93、製造業 0.95 と減少している一方で、外国人労働者数はそれぞれ 4.20、7.09、9.64、2.20 と大きく増加している。このように、これら産業は以前から日本人就業者の獲得に困難を抱える産業であることに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止のための移動制限や自粛、県外・他地域からの人の受け入れに対する地元住民のネガティブな感情、そしてテレワークが実施しづらい産業であることなどから、（労働力が過剰となっている）他産業からの労働力の流入に大きな期待はしづらいただろう。よって、就労可能な在留資格保持者の流入停止がこれら産業の労働力不足を加速させる要因の一つとなろう。

また、農業については、重労働かつ肉体労働が多く、高齢化が最も進んでいる産業である。農業に従事する外国人労働者の多くを占める技能実習生の 90.4%は 15～34 歳であるため⁹、農業は労働者の「人数」のみでなく「若さ」という面でも技能実習生を頼りにしているといえよう。農業は例年春及び夏～秋に労働力需要が高まる傾向が見られるため、これから労働力不足が加速するだろう¹⁰。

まとめ

緊急事態宣言は 3 月 22 日に解除されたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外国人の入国制限の解除は段階的に進められると考えられる。入国制限の緩和度合いや解除は、国内外の新型コロナウイルス感染状況やワクチン接種の進捗状況などに鑑みて決定されるとみられ、就労可能な在留資格保持者の流入がコロナショック以前の水準に回復する時期は不透明である。

そのため影響を受けるのは、就業者に占める外国人労働者の割合が比較的高く、かつ、労働需要が相対的に強い建設業、農林漁業、製造業と考えられる。また、これらの産業は、コロナショック以前から日本人労働者の減少を外国人労働者の増加が補ってきたため外国人労働者は貴重な労働力であり、コロナ禍において労働力不足が加速する要因となろう。

他方で、コロナショックにより解雇や失職を余儀なくされた就労可能な在留資格保持者が国内で発生していると報告されている¹¹。政府は解雇または失職となった技能実習生や移動制限等により帰国が困難となった元技能実習生等に対し、人手不足が著しい特定技能 14 分野への再就職支援を行い、特定活動（最大 1 年、就労可）の在留資格を付与するなどの対策を行っている。このようなマッチング支援の活用をより一層推進すると同時に、外国人労働者に対して、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金や雇用保険の求職者給付の利用を促すことなどで困難な状況に追い込まれた国内の外国人労働者が困窮することのないよう、政府は対策やサポートを徹底すべきであろう。

⁸ 20 年平均の産業就業者数から 20 年 10 月末時点の外国人労働者数を控除して推計。

⁹ 出所：「在留外国人統計」出入国在留管理庁（20 年 6 月末時点）

¹⁰ 詳細は、矢澤朋子「[出入国制限により農業は人手不足に直面](#)」（大和総研レポート、2020 年 9 月 16 日）

¹¹ 「[困窮した我が国に在留する外国人への緊急対応方針についての御報告](#)」（21 年 1 月 29 日）コロナ禍における困窮在留外国人対策関係省庁タスクフォース